

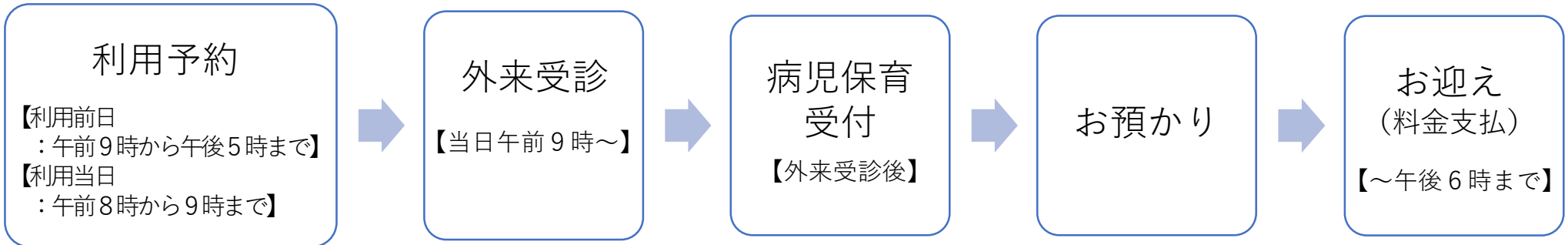
松原市病児保育の利用の流れについて

利用のための準備：病児保育を利用するには「事前登録」が必要です。
(松原市福祉部子ども未来室子ども施設課または在籍保育園等にて受付)

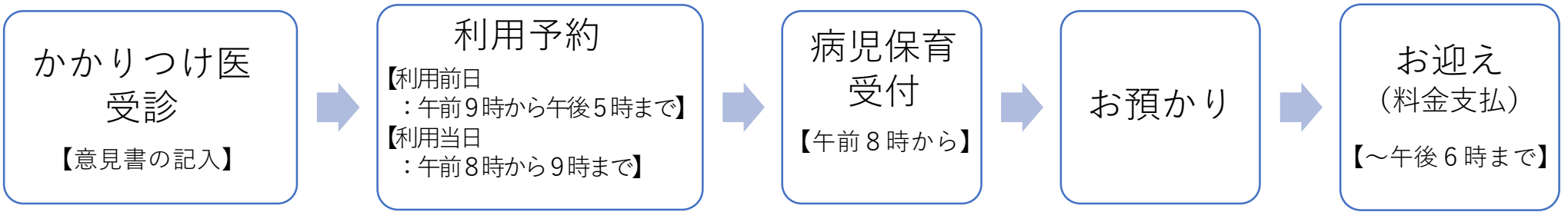
利用手順：事前登録→利用証の入手→利用予約→受診→入室

利用予約以降は下記の2パターンからご利用します。

阪南中央病院受診の場合



かかりつけ医受診の場合




コロナ禍における意見書の取扱い

◆現在、コロナ禍において、かかりつけ医による「意見書」のみでの入室を中止しています。

理由：

新型コロナウイルス感染症の感染疑いがある場合において、各医療機関において、PCR検査等の検査体制が十分ではないため。



当面の間の対応

しばらくの間・・・

- かかりつけ医による意見書を必要とせず、予約後、利用の際に阪南中央病院小児科を受診後に、病児保育室へ入室する。
 - 必要に応じて、阪南中央病院において、新型コロナウイルス感染症に係る検査を受検（検査結果は1～2時間程度で判定がでます）し、陰性を確認してからの入室とします。
- ※詳しくは阪南中央病院病児保育室まで